

定 期 監 査

1 監査の実施期間

令和2年10月8日から同年12月2日まで

2 監査の対象

- ◇ 保 健 部 保健医療課(食育推進室を含む。)、健康政策課、地域保健課、
介護保険課、高齢者支援課、国保年金課、看護専門学校
- ◇ 教育委員会 教育総務課、学校教育課(教育指導室、教育研修センター、特別支援教育センターを含む。)、学務課(富士川学校給食センターを含む。)、
社会教育課(青少年教育センター、青少年相談センターを含む。)、
中央図書館(西・東図書館、富士文庫、今泉・田子浦・大淵・富士川分
室を含む。)、市立高等学校
〔小学校〕 東、須津、吉永第一、吉永第二、原田、青葉台
〔中学校〕 吉原第二、吉原第三、吉原東、須津
- ◇ 議会事務局
- ◇ 選挙管理委員会事務局
- ◇ 監査委員事務局

3 監査の範囲・方法

令和2年4月1日から同年8月31日までに執行された事務事業について、提出された資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類等(郵券受払簿を含む。)により予備監査を実施し、担当職員からその執行状況等の説明を聴取した。

監査に当たっては、富士市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているかを主な着眼点として監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点監査項目を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 契約関係

- ・工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- ・契約書類等に不備はないか。
- ・契約内容に沿った業務の執行が行われているか。

(2) 支出関係

- ・支払いの遅延はないか。

(3) 収入関係

- ・ 調定額の算定、調定の手続等は適正であるか。

(4) その他

- ・ 要領、ルール等の定めに沿った事務の運用が行われているか。
- ・ 郵券等の保管・管理は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査対象となった事務事業は、所期の目的に沿った執行が進められており、その経理手続、事務処理は概ね妥当と認められ、公表すべき指摘事項は見られなかった。

しかし、指摘事項には当たらないまでも、工事請負費と修繕費の執行について、両者の区分が曖昧なものが複数の所属で見受けられた。工事と修繕では施工監理や完了検査等の面で取扱いが異なるため、両者の区分をより明確にして、適正な予算措置に基づく執行管理が必要である。

なお、その他の特に注意あるいは検討を要する事項については、特記事項として記載した。

5 事務事業の概要

各所属の事務事業等の実施状況は、次のとおりである。

(注 意)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として単位未満を四捨五入してあるが、合計と一致させるため一部調整したところもある。
- 2 文中及び各表中の比率(%)は、原則として小数点第 3 位を四捨五入しているが、比率 0.000%を超え 0.005%未満のものは 0.01%、99.995%以上 100.000%未満のものは 99.99%、100.000%を超え 100.005%未満のものは 100.01%とした。また、構成比の合計が 100.00%になるよう一部調整したところもある。
- 3 文中及び各表中の比率(%)は、円単位で計算している。